**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第452号）**

**〔警察本部長事件指揮簿等部分公開決定審査請求事案〕**

**（答申日：令和７年８月25日）**

**第一　審査会の結論**

大阪府警察本部長が行った部分公開決定は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和２年12月21日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（本件請求の内容）

　　　平成〇年〇月〇日、夜、大阪府〇〇の〇〇を出た後、行方不明になっている〇〇（以下「本件行方不明者」という。）は、現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として捜査、調査をしていただいております。

　　　大阪府警が所有する本件行方不明者に係る捜査状況がわかる文書の開示を請求いたします。

２　令和３年１月７日、本件請求に対し、実施機関は部分公開決定を行い審査請求人に通知した。

　　　令和３年１月22日、審査請求人はその処分に不服があるとして審査請求を行った。

　　　令和３年６月３日、諮問機関である公安委員会は審査請求について大阪府情報公開審査会に諮問を行った。

　　　令和４年７月12日、大阪府情報公開審査会は、審査請求を棄却する旨の答申を発出した。

　　　令和４年８月17日、諮問機関である公安委員会は審査請求人に対し「本件審査請求を棄却する。」との裁決を行った。

　３　令和５年１月13日、実施機関は本件請求の行政文書特定に誤りがあったとして、決定を取り消し、同日付けで条例第13条第１項の規定により、本件請求に対応する行政文書である

　　　　・警察本部長事件指揮簿　３通

　　　　・警察署長事件指揮簿　　１通

　　（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち、（１）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、（２）のとおり理由を付して審査請求人に改めて通知した。

　（１）公開しないことと決定した部分

　　　ア　警察本部長事件指揮簿における事件名、発生（認知）年月日時欄、被疑者（被告訴（発）人）欄、指紋記録等作成欄、作成月日欄、不作成理由欄、被害記録欄、手口記録欄、月日時欄、指揮（伺）事項欄、備考欄及び被害者を特定し得る部分

　　　イ　警察署長事件指揮簿における事件名、発生（認知）年月日時欄、被疑者（被告訴（発）人）欄、被害者の住所、職業、生年月日・性別、事件の概要、指紋記録等作成欄、作成月日欄、不作成理由欄、被害記録欄、手口記録欄、月日時欄、指揮（伺）事項欄、備考欄

　 　　ウ　警察本部長事件指揮簿及び警察署長事件指揮簿における番号欄

　　　 エ　警察本部長事件指揮簿における捜査主任官欄

　　 　オ　警察署長事件指揮簿における捜査主任官欄

　　　 カ　当該事件捜査において作成された捜査書類

　（２）公開しない理由

　　　 ア　警察本部長事件指揮簿における事件名、発生（認知）年月日時欄、被疑者（被告訴（発）人）欄、指紋記録等作成欄、作成月日欄、不作成理由欄、被害記録欄、手口記録欄、月日時欄、指揮（伺）事項欄、備考欄及び被害者を特定し得る部分

　　 　イ　警察署長事件指揮簿における事件名、発生（認知）年月日時欄、被疑者（被告訴（発）人）欄、被害者の住所、職業、生年月日・性別、事件の概要、指紋記録等作成欄、作成月日欄、不作成理由欄、被害記録欄、手口記録欄、月日時欄、指揮（伺）事項欄、備考欄

　　　（ア）条例第８条第２項第２号に該当する。

　　　　　　本件対象文書（非公開部分）には、拉致の可能性が否定できない方に関する事件捜査の具体的な内容が記録されており、これは犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

　　　（イ）条例第９条第１号に該当する。

　　　　本件対象文書（非公開部分）には、拉致の可能性が否定できない方に関する事件捜査の具体的な内容が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

　　　 ウ　警察本部長事件指揮簿及び警察署長事件指揮簿における番号欄

　　　 エ　警察本部長事件指揮簿における捜査主任官欄

　　　（ア）条例第８条第２項第１号に該当する。

　　　　　　本件対象文書（非公開部分）には、事件指揮簿における番号等が記録されており、これらは警察が行う捜査等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第８条第１項第４号に該当する。

　　　（イ）条例第８条第２項第２号に該当する。

　　　　　　本件対象文書（非公開部分）には、事件指揮簿における番号等が記録されており、これらは捜査の手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

　 　　オ　警察署長事件指揮簿における捜査主任官欄

　　　　　 条例第８条第２項第３号に該当する。

　　　　　 本件対象文書（非公開部分）には、警部補以下の警察職員の氏名等が記録されており、これを公にすることにより、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。

　 　　カ　当該事件捜査において作成された捜査書類

　　　　　 本件対象文書公開請求に係る文書のうち、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成された書類は、条例第40条（適用除外）に規定する、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号）第53条の２の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないことから、非公開とする。

　４　令和５年２月７日付けで、審査請求人は令和５年１月13日に行った本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件処分の取消しを求めます。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　１　審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

　（１）公開された３通の「警察本部長事件指揮簿」のうち、１通には本部長の決裁欄に「〇〇」という押印があります。もう１通には本部長の決裁欄に「〇〇」という押印があります。しかし、これだけを部分公開されても、〇〇氏や〇〇氏が大阪府警本部長という証明にはなりません。押印してある「〇〇」及び「〇〇」が実際には誰であるのか、職氏名を明らかにし、文書作成年月日も明らかにしてください。これでは、私が開示請求した「〇〇氏が、平成〇年〇月〇日に大阪〇で失踪し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として捜査調査されているところ、失踪日から令和４年11月30日までに、大阪府警で作成した「本部長事件指揮簿」のすべて」に該当する文書なのか特定できません。

　（２）大阪警察本部指令（備総）第３号の別紙にある「公開しないことを決定した部分」の中に文書作成年月日及び警察本部長氏名が入っていない以上、当然、文書作成年月日及び警察本部長氏名は公開されるものと考えますので、それらの公開を拒否しているのは納得できません。これ以外にも本来なら公開できる情報があるはずです。条例を貴職の都合の良いように解釈して私の知る権利を侵害するのは止めてください。

　（３）公開された３通の「警察本部長事件指揮簿」のうち１通には、決裁欄に誰の押印もありません。この決裁欄に誰の押印のない文書は本物なのですか、帳尻合わせに貴職が勝手に偽造した行政文書だと疑われても仕方ありませんね。貴職が本物だというのなら、確かに本物だと判る証拠を明示してください。

　２　反論書における主張は、概ね次のとおりである。

　　　令和５年５月１日付け監第139号で貴会より送付を受けた大阪府警本部長の「弁明書」に対する私の意見は次のとおりです。

　　　私は、令和５年２月７日付けの「審査請求申立書」で前記１の（１）（２）（３）のような意見を述べ、私の疑問を払拭してもらうことを要望しました。

　　　ところが、このたび送付を受けた「弁明書」には、私が「審査請求申立書」に掲げた疑問や要望に対する回答が見当たりません。私は、「弁明書」（２本件請求に係る決定及び通知）に列挙されているような事項を問題にして本件審査請求を申し立てていないことは、先にお送りした「審査請求申立書」をご覧いただければよく分かるはずです。

　　　実施機関は、私が「審査請求申立書」に掲げた疑問や要望から意図的に論点を外し、自分に都合の良いように条例を解釈して私の「知る権利」を侵害しています。府民・国民の税金を使って仕事をしている役所が、自分たちの組織を守るために権力を行使するかのような横暴を貴会は見逃すお考えでしょうか。

　　　貴会には、私が「審査請求申立書」に掲げた疑問や要望に明確に答えるよう実施機関を指導することを求めます。また、貴会が作成する「答申書」には、私が「審査請求申立書」に掲げた疑問や要望に対する貴会の見解を項目ごとに明記することを求めます。

　３　口頭意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

　（１）審査請求人の主張

　　　　・〇〇は大阪の会社に勤めており、〇〇いたが、〇年前の夜に〇〇からいなくなった。警察に届出をしたが、警察の方から「これが女性とか、未成年者だったら話は別ですよ」ということで、全く取り合ってもらえなかった。

　　　　・とにかく捜査して欲しい。

　　　　・以前に審査してもらった文書も含めて、開示をお願いしたいと思っている。

　（２）補佐人の主張

　　　　・大阪府警ではホームページで、特定失踪者の住所、氏名、年齢、失踪場所、写真等を公開している。しかし情報公開の場においては、真っ黒になって出てくる。府民が収めた税金でやっている仕事で何故、そのような隔たりがあるのか。おかしいのではないか。写真や名前等、大阪府警のホームページにある程度の情報は、開示してもいいのではないかと思う。

　　　　・先般頂いた、公開しないことを決定した部分及び公開しない理由とある書類に「大阪府情報公開条例第40条の適用除外に規定する、刑事訴訟法第53条の２の「訴訟に関する書類」に該当し、大阪府情報公開条例の規定が適応されない」という一文があった。全国どこの情報公開条例も多分同じだと思うが、〇〇県警が犯罪捜査規範第10条の３という規定に則り、捜査中の特定失踪者の情報を公文書で出している。大阪府警もこれを使ったら十分出せたはずなのに、刑事訴訟法に関係する書類に該当し、出せないという。大阪府警はこういうことを知っていながら、条例の条文を盾にとって出せるのに出していないのではないか、そのような疑いがあるので審査会で確認して欲しい。

**第五　諮問機関の主張要旨**

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

　　　審査請求人が令和５年２月８日付けで提起した、条例第13条第１項の規定に基づく実施機関の本件処分に対する本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件処分は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

**第六　実施機関の主張要旨**

　　弁明書における主張は、次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　　　「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

　２　本件処分の理由等

　（１）本件処分の根拠について

　　　ア　条例第８条第２項第１号について

　　　　　条例第８条第２項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第１号は、条例第８条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する情報について、知事等と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

　　　イ　条例第８条第１項第４号について

　　　　　条例第８条第１項第４号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札､契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

　　　ウ　条例第８条第２項第２号について

　　　　　公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課された重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

　　　　　特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度の政策的な判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要することなどの特殊性が認められる。

　　　　　こうした事情から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが条例第８条第２項第２号の趣旨であり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

　　　エ　条例第８条第２項第３号について

　　　　　本号は、「前二号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」について規定しており、個人の生命、身体及び財産の保護に任じる警察業務の特殊性（警察法（昭和29年法律第162号）第２条第１項）と保護すべき利益の重要性から、他の適用除外事項では非公開とすることができない情報について、警察独自の適用除外事項として定めたものである。したがって、本号を適用して公開しないことができるのは、警察業務を通じて作成又は入手した情報の中でも、個人の生命、身体、財産等の保護に影響し得るものであって、当該情報を公開することにより、これらの「保護に支障を及ぼすおそれ」の程度が、法的保護に値する蓋然性のある場合に限られる。

　　　オ　条例第９条第１号について

　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。

　また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

　条例第９条第１号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止を定めており、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報が記録された行政文書については公開してはならない旨が定められている。

　本号における「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」は、個人のプライバシーに関する情報について例示したものであり、「特定の個人が識別され得るもの」とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

　また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

　　　カ　条例第40条について

　　　　　刑事訴訟に関する書類と押収物については、刑事司法手続の一環として、刑事訴訟法等により規律されることが適当であることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42条。以下「情報公開法」という。）の制定に際し調整措置として改正された刑事訴訟法第53条の２の趣旨にのっとり、条例の適用対象から除外するのが本条の趣旨である。

　　　　　「訴訟に関する書類」とは、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、司法警察職員・弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。捜査段階で作成される書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類のいずれであっても、被疑事件又は被告事件に関して作成されたものであれば、本条の書類に該当する。

　刑事訴訟法においては、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則として禁止する一方、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めていること等から、その公開、非公開の要件及び手続について完結的な制度が確立している。したがって、これらの書類に記載された情報の公開・非公開は、情報公開制度ではなく刑事司法手続として、司法機関である裁判所によりその適正が確保されるべきである。

　本条は、こうした理由により国において「訴訟に関する書類及び押収物」が情報公開法の適用除外とされたことに伴い、府としても、これらを保管している警察等の業務の全国的な斉一性を確保し、刑事司法秩序の維持に資する観点から設けられたものである。

　（２）本件処分の妥当性

　　　　審査請求人は、本件請求において、特定の個人を指定した上で、拉致の可能性を排除できない行方不明者に係る捜査状況に関する文書の公開を求める請求を行った。

　　　　本来、特定の個人に対する捜査に関する情報は、その存否を答えることにより、当該個人について事件捜査されているという情報を公にすることとなり、これは当該個人のプライバシーに係ることであり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であることから、条例第12条の規定により行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるものである。

　　　　一方で、拉致の可能性を排除できない行方不明者について、警察が捜査・調査を行っていることは公然の事実であり、本件請求で特定されている行方不明者についても、府民等に広く情報を求めるため、実施機関が管理するホームページに「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」として、氏名や写真等が掲載されている。

　　　　よって、実施機関は、本件請求に係る行方不明者の個人のプライバシーに関する情報のうち、公になっている部分（以下「既知情報」という。）があると判断し、本件請求の対象となる行政文書として警察本部長事件指揮簿３通及び警察署長事件指揮簿１通を特定したものであるが、当該文書には条例第８条第２項各号及び条例第９条第１号に該当する情報（既知情報を除く。）が記録されていたことから、当該情報部分を除いて公開することと決定したものであり、前記文書以外の本件請求に係る捜査状況に関する文書については、事件捜査の過程において作成される書類であって、刑事訴訟法第53条の２に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定は適用されないことから非公開としたものである。

　（３）審査請求人の主張について

　　　　審査請求人は、令和５年１月４日付け部分公開決定を同年１月13日付けで取消し、改めて本件処分を行っている、私の公開請求内容を（備総）第３号で勝手に変更している、これだけを部分公開されても、私が開示請求した大阪府警で作成した「本部長事件指揮簿」のすべてに該当する文書なのか特定できない、これ以外にも本来なら公開できる情報があるはずである、決裁欄に誰の押印のない文書は本物なのかなどと主張するが、本件請求に係る本件処分は、前述のとおり適正に行われたものであるから、審査請求人の主張は認められない。

　（４）結論

　　　　以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　３　実施機関説明における主張は、概ね次のとおりである。

　　　・以前の裁決がなされた後に、改めて審査請求人から行政文書公開請求があり、その請求について文書の特定を行う中で、以前の文書特定に誤りがあったことが判明したため、その決定を取り消し、改めて決定を行った。新たに決定を行ったことで、審査請求人を混乱させるおそれがあることから、当時担当者が審査請求人の元を訪れ、経緯について直接面会の上、説明を行っている。

　　　・ウェブサイトに公開されているのは、行方不明者の家族等が広く情報の提供を求めるためであり、掲載を希望した場合にのみ公開しており、特定行方不明者全てが掲載されているわけではない。

　　　・記載事項には個人に関するプライバシー情報も含まれており、拉致被害に関係があることは一般に他人に知られたくないと望むことが正当と考えられ条例第９条第１号に該当するため非公開とした。

　　　・情報の一部を開示すると、文字の大きさや行の幅などから、特定行方不明者の総数や捜査状況が分かるおそれがあり、捜査規模等が推測され対抗措置を取られるなど、捜査の支障も考えられるため条例第８条第２項第２号に該当するとして特定行方不明者に係る情報については非公開とした。

　　　・国家公安委員会規則である犯罪捜査規範第10条の３において、被害者等に捜査経過等の通知を行うとされているが、但書きにおいて「捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利を不当に侵害するおそれのある場合はこの限りではない」とされており、本件事案では審査請求人に対して関係者として口頭における説明を実施している。

**第七　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

　（１）本件係争部分について

　　　　本件請求人が求めているのは、実施機関が所有する本件行方不明者に係る捜査状況が分かる文書である。

　　　　実施機関は対象文書について警察本部長事件指揮簿３通及び警察署長事件指揮簿１通を特定し本件処分をしているが、審査請求人はこれらの文書の交付を受け、これは請求した内容に該当する文書なのか、これ以外にも本来なら公開できる情報があるはずではないか、以前に審査してもらった文書も含めて、開示をお願いしたいなどと主張している。

　　　　また、補佐人は、「大阪府警や警察庁のホームページでは、特定失踪者の住所、氏名、年齢、失踪場所、写真等を公開しているが、情報公開の場においては、真っ黒になっており、そのような隔たりがあるのはおかしい。」、また「〇〇県警が犯罪捜査規範第10条の３という規定に則り、捜査中の特定失踪者の情報を公文書で出しており、大阪府警もこれを使ったら十分出せたはずである。」と主張するため、以下検討する。

　（２）本件対象文書の特定について

　　　ア　当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は次のように説明した。

　　　　　本件請求は、個人を特定した上で、拉致の可能性を排除できない行方不明者に係る捜査状況に関する行政文書の公開を求めるものである。

　　　　　捜査状況に関する文書とは、捜査において作成した文書であり、いわゆる捜査書類も含まれ、これらの文書は刑事訴訟法第53条の２の訴訟に関する書類として条例第40条の規定により、条例の適用が除外される文書である。よって、本件行方不明者の捜査にあたり作成した文書は条例の適用が除外される文書である。

　　　　　また本件請求は、特定の個人について捜査しているという情報を公にすることとなるため、条例第12条の規定により、行政文書の存否を明らかにしないで、その公開請求を拒否することとなる。

　　　　　他方で北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案については、広く情報を集めるため、実施機関の他、関係機関において各々のホームページ等で公開されているだけでなく、実施機関が、本件行方不明者の捜査・調査を行っていることは公然の事実として周知されている。

　　　　　よって、本件の対象文書として、公然の事実として周知されている情報が記載されている警察本部長事件指揮簿３通及び警察署長事件指揮簿１通を特定のうえ、本件処分を行った。

　　　イ　当審査会において、これらの説明について検討したところ、実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関が、「警察本部長事件指揮簿」及び「警察署長事件指揮簿」を本件対象文書として特定したことについて、妥当であると認めることができる。

　（３）条例第８条第２項第１号及び条例第８条第１項第４号について

　　　ア　条例第８条第２項第１号について

　　　　　条例第８条第２項第１号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定め、同条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件処分において実施機関は、条例第８条第１項第４号に該当するものとして本号を適用しているので、以下その該当性について検討する。

　　　イ　条例第８条第１項第４号について

　　　　　条例第８条第１項第４号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

　（４）条例第８条第２項第１号及び条例第８条第１項第４号の該当性について

　　　　本件対象文書の警察本部長事件指揮簿及び警察署長事件指揮簿（以下「両指揮簿」という。）における番号欄及び捜査主任官欄には、事件指揮簿の作成年度、事件番号及び捜査担当者の記載が認められる。

　　　　これらを公にすると、捜査担当部署、事件着手時期及び捜査中事件の件数を推知することができ、捜査における体制が明らかになるなど、違法行為企図者をして捜査妨害を容易にする可能性があるため、警察が行う捜査等の事務については、公にすると当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれが考えられる。

　　　　よって、実施機関が番号欄及び捜査主任官欄を条例第８条第２項第１号及び条例第８条第１項第４号に該当するとした判断は妥当である。

　（５）条例第８条第２項第２号について

　　　　条例第８条第２項第２号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

　（６）条例第８条第２項第２号の該当性について

　　　　本件対象文書の両指揮簿における事件名、発生（認知）年月日時欄、被疑者（被告訴（発）人）欄、指紋記録等作成欄、作成月日欄、不作成理由欄、被害記録欄、手口記録欄、月日時欄、指揮（伺）事項欄、備考欄及び被害者を特定し得る部分（以下「事件名等」という。）、警察本部長事件指揮簿及び警察事件指揮簿における番号欄並びに警察本部長事件指揮簿における捜査主任官欄（以下「番号欄及び捜査主任官欄」という。）には、捜査に関する情報や拉致被害の可能性を否定できない方々の記載が認められる。

　　　　捜査の情報や捜査対象が明らかになると捜査の規模や体制が推測される可能性があり、そうなると捜査に対する対抗措置や妨害措置を容易ならしめる可能性が考えられる。

　　　　よって、実施機関が事件名等、番号欄及び捜査主任官欄を条例第８条第２項第２号に該当するとした判断は妥当である。

　（７）条例第８条第２項第３号について

　　　　警察が保有する情報の中には、警察業務の特殊性から、条例第８条第２項第１号及び第２号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財産の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。そうした事態を防止するため、これらの保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公開しないことができるとするのが、本号の趣旨である。

　（８）条例第８条第２項第３号の該当性について

　　　　警察署長事件指揮簿における捜査主任官欄には、警部補以下の警察職員の氏名等の記載が認められる。

　　　　一般に、警察職員は、他の公務員と異なり、犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発・反感を招きやすい立場にあると理解できる。

　　　　また、その氏名等、個人の特定につながる情報が公開されると、当該警察職員が過去に従事した犯罪捜査等の関係者など警察職員を標的とする人物等からの加害行為を容易にするため、当該職員だけでなく、その家族に対しても脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれが認められる。

　　　　よって、実施機関が警察署長事件指揮簿における捜査主任官欄を条例第８条第２項第３号に該当するとした判断は妥当である。

　（９）条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。条例第９条第１号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

　　　　同号は、

ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

　　　イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

　　　ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

　　　　又は

　　　エ　特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

　　　　が記録されている行政文書を公開してはならないと定めている。

　（10）条例第９条第１号の該当性について

　　　　当審査会が行われた令和７年２月19日現在の警察庁のウェブサイトを確認すると「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者871人のうち、都道府県警察のウェブサイトに家族等の同意を得て掲載されている方々（合計450人）の一覧表です。」との記載があり、大阪府警においても全ての行方不明者の情報が公開されているわけではない。

　　　　本件対象文書の事件名等には、公開を望まない人物の個人情報等も記載されていると思料され、それら公開を希望していない人物の情報については行方不明事案という内容からしても、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であることから、本件対象文書の事件名等が条例第９条第１号にも該当するとした実施機関の判断は妥当である。

　（11）条例第40条について

　　　　刑事訴訟に関する書類と押収物については、刑事司法手続の一環として、刑事訴訟法等により規律されることが適当であることから、情報公開法の制定に際し調整措置として改正された刑事訴訟法第53条の２の趣旨に則り、条例の適用対象から除外するのが、本条の趣旨である。

　（12）条例第40条の該当性について

　　　　実施機関によると、本件対象文書として公開した両指揮簿は行方不明者事件捜査の指揮のために作成される文書とのことである。

　　　　したがって、実施機関がこれらの指揮簿に記載された事件捜査の指揮に基づき、捜査等を行い、文書を作成し、保管してあるとしても、それらは本件行方不明者の捜査に関して作成した文書であるので、条例第40条に該当する文書と認めることができるため、実施機関が当該事件捜査において作成された捜査書類を非公開とした判断は妥当である。

　（13）犯罪捜査規範第10条の３について

　　　　補佐人は、特定行方不明者の捜査状況について、他府県において、犯罪捜査規範第10条の３に基づき公開されており、大阪府警も公開できたはずであると主張する。しかしながら補佐人の主張は、犯罪捜査規範による通知制度において関係者に対し明らかにされたものと判断でき、条例に基づく本件処分とは異なるものであることから、審査請求人の主張は認められない。

　（14）審査請求人のその他の主張

　　　　審査請求人のその他の主張については、上記審査会の判断を左右するものではない。

３　結論

　　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　 　的場　かおり、西上　治、片桐　直人、島田　佳代子